
ジャンプ君

しあわせへの道

令和８年12月発行　第129号
熊取町・熊取町教育委員会・熊取町人権協会


メジーナちゃん

12月4日～10日は 人権週間です



国連では、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日に世界人権宣言が採択されたことを記念し、この日を「人権デー」と定めています。わが国ではこの「人権デー」を最終日とする 12 月４日からの１週間を「人権週間」としています。

現在においてもなお、女性蔑視や、子どもへの虐待、インターネットでの誹謗中傷やいじめ、企業におけるハラスメントなど、さまざまな「人権」が脅かされています。

この人権週間を機会に、今一度お互いの人権を尊重し合えているかどうか考えてみませんか。

無料相談　特設人権相談窓口を開設します

日　時　12月10日(木)　午後１時～３時(１人50分まで)
場　所　熊取町役場東館２階相談室
相談員　人権擁護委員


※電話相談可



※予約優先（匿名でも受付しています）　人権・女性活躍推進課　☎452-1004

ひとりで悩まず相談してください！

■町の人権相談（女性相談・困難な問題を抱える女性相談含む・電話相談可）

日時：毎月第1～4木曜日　午後1時～3時(祝日・年末年始は除く)(1人50分まで)
場所：熊取町役場東館2階相談室



※第１木曜日は女性限定相談日
※第1･3･4木曜日は女性相談員による相談
※第2木曜日は人権擁護委員による相談

予約優先（匿名でも受付しています）
人権･女性活躍推進課　☎452-1004(直通)

■大阪法務局の人権相談（手紙・電話相談可）

月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分

①常設相談所(大阪法務局岸和田支局)　☎072−438−6501
②みんなの人権110番(全国共通)　☎0570−003−110
③こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)　☎0120−007−110

他にも、インターネット人権相談窓口があります。
法務省インターネット人権相談受付窓口ページ
https://www.jinken.go.jp/

初校		二校目		三校目		校了の場合、お手数ですが右欄に署名または捺印の上、校正紙を返却頂くかFAXを頂けますようお願いいたします。(メールでお返事頂ける場合、校了の旨文面でお伝えください)	校了	

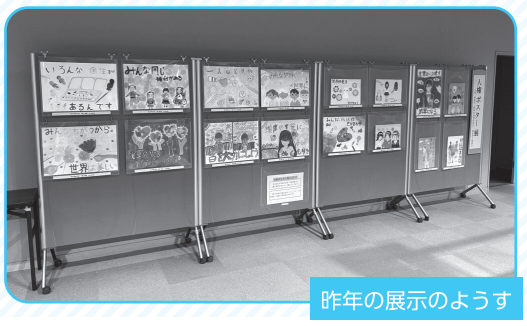

昨年の展示のようす

人権ポスター展を開催

12月3日（木）から12月23日（水）の期間、かむかむプラザ（公民館）1階文化交流ラウンジにおいて町立小中学校の児童生徒が描いた人権に関するポスターを展示しています。

心ない書込みで傷ついている人がいます！

インターネットは、手軽に情報を入手できるだけでなく、誰もが容易に情報を発信できるメディアとして、必要不可欠なインフラとなっています。近年は、ソーシャル･ネットワーキング・サービス（SNS）の普及により、さらに身近になっています。

一方で、インターネット上では、匿名性を悪用した誹謗中傷やヘイトスピーチ、同和問題に関する差別を助長・誘発する行為がみられます。また、個人情報の暴露など、プライバシーを侵害する行為も発生しています。これらは重大な人権侵害であり、社会全体にとって深刻な問題となっています。

SNSやインターネットは、正しく使えば社会を生きる「武器」にもなりますが､使い方を誤ると､誰かを傷つける「凶器」にもなり得ます。インターネットにおけるルールやモラルを理解し、正しく利用することが大切です。

一人で抱え込まず、まずはご相談を！

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口
ネットハーモニー
Internet Human-rights

○電話番号：06-6760-4013
○月曜日から土曜日　16時～22時
　毎月第2日曜日　13時～18時

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

人権擁護委員からのひと言

「頑張れ」という言葉

この夏ほど自然の厳しさをつきつけられた年はありませんでした。台風や秋雨前線の影響で長々と続いた雨の日。自然が牙をむいた姿を目の当たりにすると、人間は小さな存在だと感じられることもありました。

地震､台風など災害があるにつけ､被災された人たちを激励する意味で､「頑張れ」「頑張ってください」の言葉がよく使われます。また、自分を鼓舞するときは、「頑張ります」と口にします。

これらの言葉を聞く度に、ある新聞記事を思い出します。阪神・淡路大震災があった翌年だったと記憶していますが、その内容に大きな衝撃を受けました。一部を紹介すると、『昔から「足が不自由でも頑張ってね」と何度も言われた。その裏には､「足が不自由イコール不幸」という意味があるように思った。私にとっては､生まれたときから付き合ってきた足だし､このままで十分幸せに生きていけるのに。』

『耳の聞こえない子どもに､先生が「頑張れ」と繰り返し声をかけた。その子は言った。

「私は頑張っている。でも、どこまでやっても頑張れとしか言われない」』

『「頑張る」はどこかせかせかした感じだ。「頑張れ」には、ときに無神経で残酷な響きがある。』



私はこの記事を読んで以来、「頑張れ」「頑張ろう」という言葉を使うとき、一呼吸おいて使い方を意識するようになりました。相手に対する心遣いこそが言葉を生かし、相手の琴線をふるわせることができるのだと思いませんか。

（人権擁護委員　大野　廣介）

編集・発行　熊取町 総務部 人権・女性活躍推進課　☎072－452－1004（直通）　FAX072－452－7103　※法務省委託事業

初校		二校目		三校目		校了の場合、お手数ですが右欄に署名または捺印の上、校正紙を返却頂くかFAXを頂けますようお願いいたします。（メールでお返事頂ける場合、校了の旨文面でお伝えください）	校了	